最終保障供給特例承認申請書

契託制第10号
2026年11月11日

経済産業大臣　赤澤　亮正　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　今　村　　弘

電気事業法第20条第２項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2026年12月１日から2027年３月末日

別　紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

１　適　用　範　囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，電気最終保障供給約款（2026年11月１日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし，当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は，変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

⑴　適用期間は，⑵および⑶の場合を除き，2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までといたします。

⑵　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，⑶の場合を除き，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，計量日といたします。

⑶　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

３　燃　料　費　調　整

燃料費調整とは，最終保障供給約款における15（最終保障電力Ａ）⑷，16（最終保障電力Ｂ）⑷または17（最終保障予備電力）⑶の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお，最終保障供給約款別表５（単純平均市場価格調整）⑵に定める調整基準単価の算定にあたっては，本供給条件によって算定された燃料費調

整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力Ａ）⑷，16（最終保障電力Ｂ）⑷または17（最終保障予備電力）⑶の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ(ﾆ)により算定される場合は，別表１（燃料費調整額の算定）⑶によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別　表　　燃 料 費 調 整

別　表　　燃 料 費 調 整

1　燃料費調整額の算定

⑴　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0028

β＝0.1819

γ＝1.0863

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

⑴　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，次の算式によって算定された値とい

たします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46{,}100\text{円}) \times \frac{\text{別表２（基準単価）の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

ａ　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ｂおよびｃの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
２０２６年１０月１日から2026年10月31日までの期間	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間
２０２６年１１月１日から2026年11月30日までの期間	2027年１月の検針日から2027年２月の検針日の前日までの期間
２０２６年１２月１日から2026年12月31日までの期間	2027年２月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

ｂ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ｃの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ａに準

ずるものといたします。この場合，ａにいう検針日は，計量日といたします。

ｃ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ａに準ずるものといたします。この場合，ａにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

㈠　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈡　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

燃料費調整単価＝㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈢　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，㈱に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝㈱に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

㈣　１キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，㈱に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈱　特別措置の燃料費調整単価

a　2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	０円５０銭

b　2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	２円３０銭

⑶　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	９銭８厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，別表１（燃料費調整額の算定）⑴の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および別表１（燃料費調整額の算定）⑵によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

（添付書類）

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

1　最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

2　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1　最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は，2026年10月29日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について，電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み，支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう，経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，最終保障供給約款にもとづき算定される2027年１月分の電気に適用する燃料費調整単価から，高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき0.5円（消費税等相当額を含みます。）を，2027年２月分および2027年３月分の電気に適用する燃料費調整単価から，高圧で供給を行なう場合は１キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，電気事業法第20条第２項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，承認を申請する次第であります。

以　上

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

（円）

		2027年1月分	2027年2月分および3月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	0.50	2.30